

第1章 総論

1 策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第2条）

国においては、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けました。同法の制定を受け、平成12年に「男女共同参画基本計画」が策定され、令和2年12月には「第5次男女共同参画基本計画」が策定されています。

また、令和5年6月23日には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定されました。これは、全ての国民が、その性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、性的指向とジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を推進することが求められています。

本市では、平成20年3月に「上山市男女共同参画計画」を策定、平成29年4月には「第2次上山市男女共同参画計画」を策定し、計画に基づいた様々な施策の推進に取り組んできました。しかしながら、固定的な性別役割分担意識をはじめ、男性と女性の格差は依然として存在しており、とりわけ、女性であることによる困難さは大きな課題として残っています。

令和6年4月に策定された本計画の上位計画である「第8次上山市振興計画」では、多様性を認め合う社会の実現を目指しています。これは、性別や年齢にかかわらず、お互いの人権を尊重し多様性を認め合うことで、誰もが生きづらさを感じることなく生活できる環境と、一人ひとりがそれぞれの個性を十分に発揮できる社会のことを指します。このような性の多様性については、年々人々の認知等は進んでいるものの、未だ差別や偏見などの問題があります。

こうした現状を踏まえ、誰もが一人ひとりの個性と能力を認め、尊重し合える社会の実現を目指すため、「第2次上山市男女共同参画計画」における取組の振り返りを行うとともに、男女共同参画・性の多様性に関する市民への意識調査を通じ、実態やニーズを把握したうえで、「上山市男女共同参画・性の多様性理解増進に関する計画」を策定しました。本市の課題や今後取り組むべき施策の方向性を明確化し、男女共同参画・多様性社会の実現を目指していきます。

2 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和14年度までの8年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等によっては、上記の期間にかかわらず必要に応じて見直しを行います。

3 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村男女共同参画計画として定めるとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に定める市町村推進計画を包含し、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の第5条に定める施策を位置付けるものとします。また、第8次上山市振興計画を上位計画とし、市の関連する分野別の諸計画との整合性が図られた計画とします。

また、上山市男女共同参画・性の多様性理解増進に関する計画は、こども基本法第10条に基づく市町村こども計画の一部を担うこととします。

